

# 九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針

(令和元年8月1日制定)

## 1 目的

この指針は、九州国際大学（以下「本学」という。）において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、社会科学研究を倫理的に適切な形で推進することを目的とする。

## 2 定義

この指針において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等を収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。
- (2) 「研究者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院生又は学部学生、その他本学において研究活動を実施する者をいう。
- (3) 「研究対象者」とは、前号の研究者が実施する研究に対して、個人又は集団等の情報・データ等を提供する者をいう。

## 3 研究倫理の原則

- (1) 人を対象とする研究は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法又は手段で、遂行されなければならない。
- (2) 研究者は、人を対象とする研究を計画する場合は、安心かつ安全な方法で、研究対象者の身体的及び精神的負担並びに苦痛を最小限にするよう留意しなければならない。
- (3) 研究者は、研究を実施するに当たり、研究対象者が身体的苦痛又は精神的苦痛を受ける可能性がある場合は、当該苦痛を最小限にとどめるよう努めるとともに、研究目的がそれに見合うものであるかどうかを事前に検討しなければならない。

## 4 研究者の説明責任

- (1) 研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、その情報・データ等の収集方法等について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。
- (2) 研究者は、研究対象者が何らかの身体的又は精神的な負担又は苦痛を伴うことが予見される場合は、その予見される状況を研究対象者に説明しなければならない。
- (3) 研究者は、事前に研究方法等についての一部の説明を行うことができない正当な理由がある場合は、個人又は集団等から情報・データ等を収集又は採取した後速やかにその事情を説明し、研究対象者の了解を得るよう努めなければならない。

## 5 インフォームド・コンセント

- (1) 研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、法令の規程に基づいて事前に研究対象者の同意を得ることとする。
- (2) 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中いつでも、同意を

撤回し研究への協力を中止する権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

- (3) 研究者は、研究対象者が第1号に規定する同意能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。
- (4) 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データ等を速やかに廃棄しなければならない。
- (5) 研究対象者からの同意は、原則として書面により行い、研究者は、その記録を作成した年度の翌年度4月1日から起算して最低10年間保管しなければならない。

## 6 個人情報の取扱い

- (1) 研究者は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人情報を入手した場合は、学校法人九州国際大学個人情報の保護に関する規程により取り扱うこととし、その管理に細心の注意を払わなければならない。
- (2) 研究対象者に関する個人情報は、研究対象者の事前の同意を得ることなく、第三者に提供又は貸与してはならない。

## 7 第三者への委託

- (1) 研究者が第三者に委託し、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、この指針の趣旨を踏まえた契約を交わした上で、行わなければならない。
- (2) 研究者は、必要に応じて研究目的、第三者への委託等を研究対象者に直接説明しなければならない。

## 8 学生の研究活動

- (1) 本学の大学院生及び学部学生が、人を対象とする研究を行う場合は、指導する教員が監督責任を負わなければならない。

## 9 研究倫理の理解

- (1) 研究者は、学校法人九州国際大学行動規範、九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程及び九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程を遵守するとともに、研究倫理について自己啓発に努めるなど、研究倫理についての理解を深めなければならない。

## 10 研究計画等の審査

- (1) 本学に、人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会を設置し、委員会において人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、研究の実施計画及び公表予定原稿の審査を行うものとする。
- (2) 研究倫理審査委員会の運営に必要な事項は、別に定める。